

離婚届を勝手に出された！?(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、離婚届を勝手に出されたという場合についてお話をさせていただきます。

離婚届というのは、お互いに夫婦が離婚について合意をして、離婚届を出せば離婚成立ということになるのですが、勝手に相手がサインすべきところまで書いて、勝手に離婚届を出してしまった場合に、どうになってしまうのかということをご説明させていただきたいと思います。

まず、勝手に出された離婚届でも、役所の戸籍係の人は、勝手に出されたものかどうかというのを判断する権限がないんです。

なので、そのまま基本的には形式上に不備がなければ受理してしまうんですね。なので、そのまま放っておくと、戸籍上有効ということになって、戸籍上は離婚したということになってしまいます。

そうすると、後でご説明するのですが、色々それを元に戻すのに非常に面倒な手続となります。

ですので、もし、相手が勝手に離婚届を出してしまいそうだというときは、事前に、役所の方に(離婚届の)「不受理届」を出しておく、という方法があります。

そうすると、(離婚届が)受理されないということになるので、これで後々面倒なことが防げる可能性があるということになります

それでは、もし、離婚届が勝手に出されてしまって、戸籍上は離婚ということになってしまった場合に、これをどのように正しい形に直すのか、ということが問題になります。

1つの方法は、そもそも離婚というのはお互いが離婚の意思を持ってないといけないので、片方の方が離婚するつもりがない、要するに離婚届にサインをしていないということであれば、法律上は、離婚は無効ということになります。

なので、この離婚の無効を主張することになっていきます。

まず、このような離婚でも有効にするための一番簡単な方法は、勝手に離婚届を出されてしまった方が、「分かりました、もういいですよ」ということで、離婚に同意してくれば、これを追認といいます。こうなれば、離婚が普通に成立したことになります。

そうでない場合、つまり、自分は離婚には納得いかないんだという方は、家庭裁判所にまず調停を申し立てる必要があります。そして、家庭裁判所に調停を申し立てると、家庭裁判所でお互い話し合いをして、合意ができて、家庭裁判所の調査が行われて、裁判所が認めれば、審判という形で離婚無効ということになります。

しかし、結局、調停で合意ができない場合、離婚じゃないと争いたい方は、訴訟というのをしていけないことになります。そして、その場合には、離婚が自分の意思ではないということを証明する証拠を提出する必要があります。

そして、勝手に離婚届が出されたということであれば、自分は署名していないと思いますので、「自分の筆跡じゃないんだ」ということが言えると思います。

ただ、事件としては、自分の代わりに書いてくれ、というようなパターンもありますので、そうすると、これだけではちょっと弱い可能性もあります。

そこで、例えば、場合によっては、直前で「私は離婚に同意してないよ」というメールといったもので補強していくことが必要になるかもしれません。

ところで、中には、勝手に離婚届を出して、今の奥さんと離婚状態にした上で、別の方と再婚してしまうという例もあります。その前の奥さん(すなわち今の奥さん)との離婚が無効になると、2人と同時に結婚したことになり、「重婚」ということになります。

重婚になった場合は、後の方の結婚はおかしい結婚となるので、婚姻取消しということをしなさいといけないことになります。

このような方法で、ちゃんとした形に戻していくという手続きになりますが、非常に面倒ではあります。

そして、非常に注意しなければならない点ですが、離婚届は書けば提出できてしまうものなので、軽く考えて、勝手に出してしまう人もいないわけではありません。しかし、これは犯罪です。

離婚届を勝手に出すと、電磁的公正証書等原本不実記載罪というちょっと長い名前の犯罪になります。これは公務員の方に嘘の情報を教えて、嘘のことを書かせるというもので、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金ということになっています。

それから、離婚届には相手方がサインする欄がありますので、それに勝手にサインをして、勝手に相手方の印鑑を押すということになると、有印私文書偽造となり、また、それを役所に提出すると同行使ということで、3ヶ月以上5年以下の懲役となっております。

それから、さっきもお伝えした重婚罪も犯罪ですので、2年以下の懲役となっております。

このように、離婚届を勝手に出すと色々な犯罪になってしまう可能性がありますので、非常に注意しなければならないのですが、ただ、実際にこういうことをやってしまった場合にどうなるかと言うと、本当に開き直って、自分は全く悪いことはしていないんだ、ということを主張し続けると実刑となってしまう可能性もあるかと思いますが、例えば、何も知らなくてついやってしまったということで、相手の方に謝って、相手の方も許してくれたという状態になれば、起訴されないとか、執行猶予となる可能性もあると思います。

このように非常に厳しい罪が規定されている行為ですので、注意する必要があります。

今回も最後までご覧いただきまして、誠にありがとうございました。